

広島県告示第140号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条の規定によって、公有水面埋立ての竣功^{しゅん}を次のとおり認可した。

令和7年2月6日

福山港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

1 竣功認可年月日^{しゅん}

令和7年1月27日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名^{しゅん}

(1) 名称及び所在地

広島市中区基町10番52号

広島県

(2) 代表者の氏名

広島県知事 湯崎 英彦

3 埋立区域

(1) 位置

福山市鞆町後地字陰平651番10から同字村内680番12に接する無番地を経て797番13に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち1の地点から8の地点までを順次に結んだ線、8の地点と9の地点を結ぶ平成25年2月14日付け指令港振第102号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C. D. L. +3.71mにより決定）、9の地点と10の地点を結ぶ線及び1の地点と10の地点を結ぶ昭和37年9月10日付け指令港第2285号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C. D. L. +3.85mにより決定）により囲まれた区域

1の地点 広島県福山市鞆町後地字室浜3367番4の国土地理院三等三角点「仙酔嶋」（北緯34度23分03秒2464、東経133度23分47秒2011、標高158.72m）から299度41分56秒1, 657.76mの地点

2の地点	1の地点から	148度41分36秒	9.01mの地点
3の地点	2の地点から	58度30分02秒	1.01mの地点
4の地点	3の地点から	148度40分58秒	128.05mの地点
5の地点	4の地点から	238度31分34秒	1.04mの地点
6の地点	5の地点から	148度43分45秒	4.16mの地点
7の地点	6の地点から	151度28分50秒	3.02mの地点
8の地点	7の地点から	242度01分34秒	41.40mの地点
9の地点	8の地点から	247度28分57秒	29.22mの地点

10の地点 9の地点から 340度54分39秒 149.47mの地点
面積

8,189.43平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

令和3年7月8日 広島県告示第668号

(令和3年7月1日付け指令港振第230号で免許)

5 法第22条第3項の市町名

福山市